

第4次宮崎県障がい者計画（素案）に係るパブリックコメントへの対応  
について

障がい福祉課

- ① 募集期間 平成30年12月7日～平成31年1月8日  
② 意見件数 4件（2名）

No	素案 ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	66P	「失語症」という言葉が気になります。「聴覚言語障がい者」としてほしい。	平成27年度に国の社会保障審議会障害者部会がとりまとめた、障害者総合支援法施行3年後の見直しに関する報告書の中で、「失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、国の定める地域生活支援事業における「失語症者向け意思疎通支援事業」の本県における今後の取組等について記載しているところです。
2	67P	高齢化社会は、聴覚障がい者も同じである。高齢になり、入所した施設に手話ができる職員がいなければ、コミュニケーションが取れず、孤独になり認知症になる方が多くなりがちである。 施設等へ「手話ができる介護士」の人材の養成にも力を入れてほしい。	県では、障がいのある人もない人も意思疎通を円滑に行うことができる共生社会を目指し、手話や点字、要約筆記など障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及や利用促進を図るための条例制定に向けた取組を進めているところです。 また、計画の67ページに記載のとおり、民間事業所等を対象とした手話学習会を継続して実施することとしており、御意見のとおり、施設等職員を含めた民間事業者への参加の呼びかけなどの取組を継続して実施してまいります。
3	70P	「宮崎バリアフリー情報マップ」をホームページで公開するだけでなく冊子を作り必要な人に配布してほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の取組の参考とさせていただきます。
4	72P	身体障がい者用トイレは随分増えているが、みんなのトイレと称して赤ちゃんのおむつ換え台も設置しているところがあり、子供連れの方は使用時間が長く困ることがある。赤ちゃんのおむつ換えは専用のスペースを設けてほしい。周知をお願いしたい。	多目的トイレの適正利用については、県主催のイベントなどにおいて、適正利用についての啓発資料を掲示するなどの啓発に努めているところであり、今後も継続して周知啓発に向けた取組を実施してまいります。